

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく事業

(2025 年度通常枠 草の根活動支援事業)

～虐待などで家に居場所がない 10 代の子ども・若者に緊急避難と支援の場を～

子どもシェルター新設事業 第 2 フェーズ

実行団体公募要領①

(実行団体公募説明資料 (公募要領②) と併せてご覧ください)

応募締切：2026 年 2 月 16 日 (月) 12 時

公益財団法人パブリックリソース財団

子どもシェルター全国ネットワーク会議

※本公募要領①は「子どもシェルター新設事業 第 2 フェーズ」に特化した内容を掲載しております。休眠預金制度の助成全般に係る規定や注意事項等は、別紙「実行団体公募説明資料 (公募要領②)」をご参照ください。

目次

1.	はじめに	3 頁
2.	本事業の目的	4 頁
3.	本事業の成果目標	4 頁
4.	本事業の助成対象	5 頁
5.	申請要件	6 頁
6.	実行団体の達成事項	7 頁
7.	助成支援内容	7 頁
	① 資金的支援（資金助成）	
	② 非資金的支援	
	③ 事業の評価支援	
8.	資金的支援（資金助成）の内容	8 頁
	① 本事業における総事業費の概念	
	② 直接事業費・管理的経費・評価関連経費と使途の想定	
	③ 直接事業費に必ず確保する予算	
	④ 費目（会計科目）の内訳	
	⑤ 子どもシェルター開設後の資金使途の制限	
9.	採択予定団体数	12 頁
10.	助成期間	12 頁
11.	助成金支払い時期	12 頁
12.	事業の成果評価の内容	12 頁
13.	選考	13 頁
	① 選考方法	
	② 選考基準	
	③ 選考結果の通知	
14.	応募手続き	13 頁
	① 応募受付期間	
	② 応募に必要な書類様式の入手方法	
	③ 応募に必要な書類	
	④ 「子どもシェルター立ち上げブック改訂版」の請求方法	
	⑤ 応募書類の提出方法	
15.	スケジュール（助成事業開始まで）	15 頁
16.	公募説明会（オンライン）	15 頁
17.	個別相談会（オンライン）	16 頁
18.	その他注意事項等	16 頁
19.	問い合わせ先	16 頁
20.	その他（参考）	16 頁

1. はじめに

虐待や複雑な家庭環境などにより、安全な居場所を失いながらも、既存の公的支援制度の狭間に置かれ、必要な支援に繋がれない10代の子ども・若者が多数存在している。

児童相談所による児童虐待対応件数（2023年度：225,509件）や小中高生の自殺者数（2024年度：529人＝過去最多）の増加は、子ども・若者を取り巻く環境の深刻化と、既存の公的システムだけでは救いきれていない現実を示している。

児童福祉法等の制度は存在するものの、現実には保護されない、あるいは制度の対象外となる子ども・若者が「制度の狭間」に陥っている。例えば、

- 児童相談所の一時保護所に頼れない・頼りたくない子ども
- 児童福祉法の対象外である18歳以上の若者
- 都市部の商業施設周辺に集まる犯罪に巻き込まれる等のリスクの高い子ども・若者

彼らは安全な居場所を失い、孤立し、搾取や心身の危険に晒されている。まさに、人権や権利が守られていない状況であり、意見表明権の保障も不十分である。

行政による取り組み（児童相談所の一時保護、児童養護施設、就職を前提とした支援を行う自立援助ホームなど）は存在するが、特に10代後半の子ども・若者にとって緊急避難先として機能しづらく、社会的養護制度の狭間で苦しむ子ども・若者が安心して避難し、自立に向けた支援を受けられる場所は不足している。一時保護所は都市部で満床になりやすく、個別支援が必要な子どもも多いため、定員だけではニーズを測ることはできない。また、児童養護施設への入所は15歳以上になると難しいのが現状である。

こうした状況に置かれた、特に10代後半の子ども・若者の緊急避難先の選択肢のひとつが、民間の「子どもシェルター」である。

なお本事業は、2021年度通常枠草の根活動支援事業（事業期間：2021年11月～2025年3月末）において実施した「子どもシェルター新設事業（第1フェーズと呼称）」の後継となる事業である。第2フェーズとして実施する本事業の特徴は下記の通り。

- 実行団体（採択された団体のことを指す）の構成メンバーとなる弁護士（理事弁護士）¹のマッチングを支援
- 組織基盤強化を重視した支援
- 出口戦略として、子どもシェルター運営に活用する制度の多様化

【本事業での「子どもシェルター」の定義】

本事業では「子どもシェルター」を次のように定義する：避難してきた子ども・若者が、緊急避難場所として数日～2ヶ月程度、職員やボランティアスタッフと寝食を共にし、家庭的な生活を送りながら、それまでに侵害された権利を回復し、弁護士（理事弁護士や子ども担当弁護士

¹ 理事等、組織運営に積極的に参画する弁護士のこと。具体的な要件等は組織規模や活用する制度等を鑑みながら資金分配団体と実行団体が協議の上決定する。本要領では便宜的に「理事弁護士」と呼称している。

(コタン)²⁾、児童福祉司など専門家と共に今後の人生を考え、児童相談所等と連携して次のステップへとつなぐ場。

【本事業の資金分配団体の構成について】

本事業の資金分配団体は、「公益財団法人パブリックリソース財団」と「子どもシェルター全国ネットワーク会議」の2団体によるコンソーシアム体制で実施する。

幹事団体：公益財団法人パブリックリソース財団

構成団体：子どもシェルター全国ネットワーク会議

2. 本事業の目的

- 3年間で子どもシェルターを4箇所開設し、その立ち上げ支援のノウハウを活用することで、将来的には社会的養護制度の狭間で居場所を失った子ども・若者にセーフティーネットがある地域・社会を実現する。
- 困難を抱える子ども・若者の権利回復を目的に、福祉関係者や弁護士らが代弁者となり、子どもシェルターが不足している地域で、居場所を失った子ども・若者の緊急避難場所となる子どもシェルターを立ち上げることを支援する。
- 実行団体は、開設した子どもシェルターの持続的な運営を目指し、「児童自立生活援助事業Ⅰ型（認可型子どもシェルター）」や「官民協働等女性支援事業」「社会的養護自立支援拠点事業」「こども若者シェルター・相談支援事業」など、各種制度の活用を想定する。

3. 本事業の成果目標

【本事業全体の成果目標】

- 本事業で定義する「子どもシェルター」が、子どもシェルターが不足する地域において4箇所開設されること。
- 実行団体が開設する子どもシェルターが、新しい子どもシェルターを立ち上げやすい、または、既存の子どもシェルターが継続しやすい環境が整備されるためのモデル事業となること。

【実行団体の成果目標】

- 子どもシェルター開設地域において、緊急避難を必要とする子ども・若者が、子どもシェルターへの入所により安心・安全な生活環境を得て、信頼できる大人との関係を築き、自分に合った次の居場所を確保できること。
- 助成期間終了時に、持続可能な組織体制が構築されていること。
- 子どもシェルター開設地域で、子ども・若者を支援するための連携・協力体制が整うこと。

²⁾ 入居者一人ひとりに選任される弁護士のことで、子どもの意見表明権の保障（子どものへの情報提供、子どもの意見の代弁、関係者間の調整等）を行う者を指す。略して「コタン」と表記することが多い。

4. 本事業の助成対象

本事業の助成対象は、本事業の定義（1. はじめに参照）に基づく「子どもシェルター」の開設・運営に関する事業である。具体的には以下のような取り組み等を想定している。

- 子どもシェルターの開設
 - 子どもシェルターとして使用する物件の確保・改修・整備
 - 子どもシェルター開設に際し、子ども・若者にリーチするための広報・周知活動
- 子どもシェルターの運営
 - 子ども・若者が安心して過ごせる家庭的な環境の提供（寝具、生活用品、食事など）
 - 自立に向けたサポート（子どもシェルター退所後の居場所や進路・就職等に関する相談・調整、就学・就労支援、生活スキルの習得支援など）
- 専門的支援体制の構築
 - 組織運営に積極的に参画する弁護士（理事弁護士）、子ども担当弁護士（コタン）、児童福祉司、心理士など専門家との連携による権利回復支援
 - 個別支援計画の策定と実施
- 職員やボランティアスタッフの育成
 - 子ども・若者と関わる職員やボランティアスタッフへの研修
 - 安全管理・危機対応の体制整備
- 関係機関との連携強化
 - 開設予定所轄庁（都道府県）、児童相談所、弁護士会、女性相談支援センター、社会福祉協議会、家庭裁判所、他シェルターや施設、学校、医療機関、等との情報共有・協働体制の構築

【参考】子どもシェルター開設までの想定される活動内容

1年目 (2026年6月～2027年3月)	<ul style="list-style-type: none"> • 目指す子どもシェルター像の明確化 • 準備会等の法人化 • 関係機関との連携強化 • 子どもシェルター物件の確保・改修・整備 • 職員やボランティアスタッフの採用
2年目 (2027年4月～2028年3月)	<ul style="list-style-type: none"> • コタンの確保、研修 • 職員やボランティアスタッフの育成 • 周知活動（受益者、地域等） • 制度事業化に向けての手続き • 子どもシェルターの開設、運営
3年目 (2028年4月～2029年2月)	<ul style="list-style-type: none"> • 運営の安定化（実績構築） • 組織基盤強化（バックオフィス、ファンドレイジング等）

5. 申請要件

- 子どもシェルターが不足している地域において、主に 10 代後半の子ども・若者を対象とした子どもシェルターの立ち上げを希望する団体あるいは準備会、もしくは子どもシェルターを運営していたが現在は休止中の団体で、以下の要件を満たすものとする。
 - 困難を抱える子ども・若者の権利回復を目的に、子ども・若者の代弁者として福祉関係者や弁護士³らが中心となり、居場所のない子ども・若者たちの緊急避難場所となる子どもシェルターの開設を目指すこと。
 - 児童福祉や社会的養護等の分野において、子ども・若者の支援経験を有する者が 2 名以上、団体の構成メンバー⁴として参画すること。
 - 団体の拠点所在地が日本国内であり、日本国内を活動対象地域としていること。
 - 「応募に必要な書類」を提出できること（詳細は「13. 応募手続き」を参照）。
 - 事業計画書に示す事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制（別添「(様式 5) ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書」）を整えることができること。
 - 「実行団体公募説明資料（公募要領②）」の「第 4 章 本助成事業に求める要件等について」を満たしていること（申請時点での法人格の有無は問わない）。
- ただし、次いずれかに該当する場合は助成対象外とする。
 - 国、地方自治体、宗教法人、個人、営利を目的とした株式会社、有限会社などの組織、趣旨や活動が政治・宗教・営利などの目的に著しく偏る団体。
 - 宗教の教義を広め、儀式行事を行いおよび信者を教化育成することを主たる目的とする団体。
 - 政治上の主義を推進・支持し、またはこれに反対することを主たる目的とする団体。
 - 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）もしくは公職にあたる者または政党を推薦・支持し、またはこれらに反対することを目的とする団体。
 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）、またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体。
 - 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体。
 - 休眠預金等に係る資金を活用した資金分配団体の選定もしくは実行団体の選定を取り消さ

³ 弁護士（理事弁護士・子ども担当弁護士（コタン））に関する詳細は、「1. はじめに」および「7. 助成支援内容」を参照のこと。

⁴ 構成メンバーとは、理事等、組織運営に積極的に参画することを指す。具体的な要件等は組織規模等を鑑みながら資金分配団体と実行団体が協議の上決定する。

れ、その取り消しの日から3年を経過しない団体、または他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体。

- 休眠預金等に係る資金を活用した、同一の事業で同時期に複数の資金分配団体もしくは実行団体に申請している団体。
- 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいる団体。
 - ◇ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者。
 - ◇ 法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者。
- 団体としてのガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立していない団体。

6. 実行団体の達成事項

実行団体は、下記内容を事業期間中に達成することを想定している。同意の上で申請をすること（未達成の場合、選定の取り消し・助成金の返還となる場合がある）。

- 任意団体（準備会含む）の場合は、非営利の法人格を取得すること。
- 団体の構成メンバーとして、組織運営に積極的に参画する弁護士（理事弁護士）⁵を2名以上確保すること。
- 子ども・若者への支援において、子どもシェルター入居者一人ひとりに選任する弁護士（子ども担当弁護士）を確保すること⁶。
- 助成期間2年度目（2027年度中）の子どもシェルター開設を目指すこと⁷。
- 福祉関係者や弁護士、行政、児童相談所等を含め、多機関との緊密な連携を目指すこと。
- 資金分配団体が実施するオリエンテーションおよび各種研修会・報告会等に参加すること。

7. 助成支援内容

① 資金的支援（資金助成）

- 子どもシェルターを開設・運営するために必要な資金支援（資金分配団体との資金提供契約時～2029年2月末まで）の合計で、1団体あたり上限2,000万円の資金支援。
- 助成は自動継続ではなく、毎年、継続審査を行う。

⁵ 理事弁護士の確保については、資金分配団体による非資金的支援（マッチング）を利用することも可能である。詳細は「7. 助成支援内容」を参照のこと。

⁶ 子ども担当弁護士（コタン）は、実行団体および上記の理事弁護士が中心となって、弁護士会等と連携の上、団体として必要な人数を配置すること。

⁷ 子どもシェルター開設までのステップは「子どもシェルター立ち上げブック 改訂版」（子どもシェルター全国ネットワーク会議 2025年2月発行）を参照のこと。同書に関する詳細は、「13. 応募手続き」を参照のこと。

② 非資金的支援

- 子どもシェルター立ち上げノウハウの提供。
- 子どもシェルター立ち上げに向けた計画策定の支援。
- 子どもシェルター立ち上げ・子どもシェルター運営に関わるノウハウ共有の場の設定。
- 子どもシェルターの運営に関わる運営者研修、職員研修等の開催支援。
- 実行団体の組織基盤を強化するための支援、およびそのための外部支援者の紹介・マッチング。
- 組織運営に積極的に参画する弁護士（理事弁護士）のマッチング⁸。
- 子ども担当弁護士（コタン）研修、子どもシェルター開設前後の集合研修の開催支援。

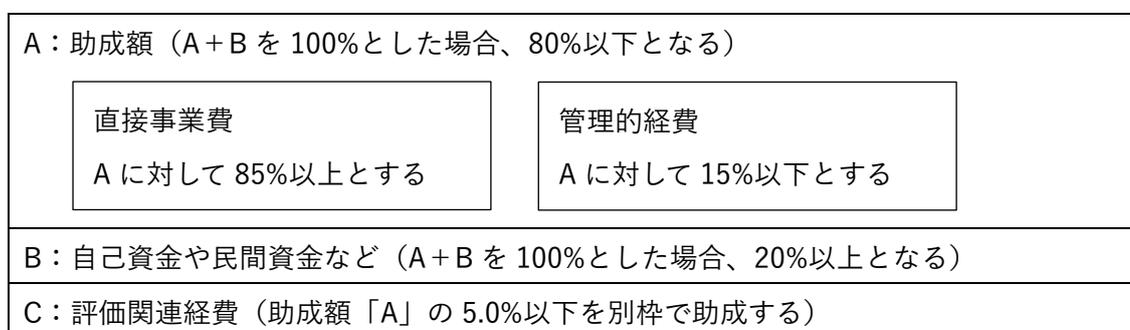
③ 事業の評価支援

- 実行団体が行う自己評価（事前評価、中間評価、事後評価）の実施にあたり、必要に応じて伴走支援・アドバイスを行う。
- 必要に応じて評価専門家を紹介・マッチングする。

8. 資金的支援（資金助成）の内容

① 本事業における総事業費の概念⁹

- 本事業では、実行団体の総事業費の80%を助成金として資金支援する。総事業費のうち残りの20%は、自己資金または民間からの資金の確保を原則とする。
- ただし、財務状況や緊急性がある場合には、特例的にその理由を明示していただき、自己負担分を減じることを検討する。しかし3年目には、補助率を原則である80%以下にすることが条件となる。
- 助成額の内訳については直接事業費を85%以上、管理的経費を15%以下とする。
- 本事業における総事業費の概念図は以下の通り。



⁸ 申請時点では弁護士等との関係性がなくても申請可とする。なお、マッチングの対象となるのは、組織運営に積極的に参画する弁護士（理事弁護士）のみである。

⁹ 詳細は「実行団体公募説明資料（公募要領②）」参照のこと。

② 直接事業費・管理的経費・評価関連経費と使途の想定

分類	定義・留意点・使途の想定
直接事業費	<ul style="list-style-type: none"> 支出に係る証拠書類を提出することが可能な費用を指す。 例：人件費（当該事業に従事する職員等の給与）、委託費、諸謝金、会議費、旅費交通費、通信運搬費、什器備品費、消耗品費、印刷製本費、租税公課、支払手数料、雑費、等。 助成額の85%以上とする。
	<p><使途の想定（あくまでも一例を提示）></p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもシェルター物件の賃借料 子どもシェルター物件の水道光熱費 子どもシェルター開設候補物件の修繕・改修費 子どもシェルター運営に必要な設備・備品等の購入費 職員やボランティアスタッフ等の採用にかかる費用 職員やボランティアスタッフ等が参加する研修会等の参加費（参加費、旅費交通費等） 子どもシェルター入居者への食事等の提供 当該事業に従事する職員等の給与 シンポジウムやイベント等の開催費用（会場賃借代、会議費、諸謝金、旅費交通費、印刷製本費、等） 団体ホームページやパンフレット作成費用 組織基盤強化を目的とした外部支援委託費 上記の直接事業費について支払う際の支払手数料
管理的経費	<ul style="list-style-type: none"> 役職員の人件費等や管理部門などの管理的経費、事務所の家賃等に要する経費で、当該業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費、または活動を実施するための調査費等を指す。 例：法定福利費（当該事業に従事する職員等の法定福利費（事業主負担分）、福利厚生費、通勤費等）、委託費、地代家賃、水道光熱費、通信運搬費、支払手数料、等。 申請事業の経費として特定することが困難な費用については、他事業と按分して、算出根拠を明らかにする。 助成額の最大15%とする。 <p><使途の想定（あくまでも一例を提示）></p> <ul style="list-style-type: none"> 法人事務所（子どもシェルターと別物件に限る）の賃借料、水道光熱費等

	<ul style="list-style-type: none"> • 役職員等の役員報酬 • 当該事業に従事する職員等の法定福利費（事業主負担分）、福利厚生費、通勤費等 • 税理士報酬 • 上記の管理的経費について支払う際の支払手数料
評価関連経費	<ul style="list-style-type: none"> • 社会的インパクト評価等に関する調査実施に要する経費（以下「評価関連経費」という）は、事業評価（事前評価,中間評価,事後評価）の確実な実施を図る観点から、評価等に関する調査実施に要する費用を指す。 例：委託費、諸謝金、会議費、旅費交通費、消耗品費、印刷製本費、支払手数料、雑費、等 • 人件費は対象外。 • 評価関連経費は、助成額とは別枠で助成額の 5.0%以下を助成する。そのため、直接事業費や管理的経費に積算する必要はない。 <p><使途の想定（あくまでも一例を提示）></p> <ul style="list-style-type: none"> • 評価アドバイザーへの委託費 • 事業の評価に必要な調査等の費用（委託費や諸謝金） • 上記の評価関連経費について支払う際の支払手数料

③ 直接事業費に必ず確保する予算

- 実行団体活動拠点から東京までの往復の旅費交通費（交通費・宿泊費）年3回×参加人数（2名程度）
- 組織基盤強化を目的とした外部支援委託費 200万円¹⁰

④ 費目（会計科目）の内訳（例）

費目 （会計科目）	資金使途・内容詳細
給料手当	職員等の人件費
法定福利費	職員の法定福利費（事業主負担分）、福利厚生費、通勤費等
委託費	各種コンサルティング・調査等の外部支援人材への委託費、 税理士等への報酬、他事業者への外注費、等
諸謝金	講師、専門家、外部協力者、個人等に対する謝金

¹⁰ 資金分配団体とともに組織課題を明確にしなが、協議の上で的確な組織基盤強化を実施する。現状で具体的な想定がない場合は、資金計画は3年目（2028年4月～2029年2月）に計上すること。事業期間中に実態に合わせて資金計画の変更を行う。

会議費	会場賃借代、各種講座への参加費、茶菓代（1人1回300円程度まで）、等
旅費交通費	職員等の交通費（子ども送迎時の費用を含む）・宿泊費、等
地代家賃	子どもシェルター物件の賃借料
水道光熱費	子どもシェルター物件の水道光熱費
通信運搬費	郵送料、電話代、インターネット接続代、等
什器備品費	子どもシェルター家具・家電等の電気機器類、事務機器類、等
消耗品費	事務用品、その他事業に必要な消耗品（食事提供などのための費用含む）、等
印刷製本費	チラシやパンフレット類の印刷費、コピー代、等
租税公課	契約締結等により発生する印紙税、等
支払手数料	振込手数料、等
雑費	会計科目に当てはまらない、且つ単価が僅少な経費

- ※ 資金計画書に記載する費目（会計科目）は、実行団体の会計科目を使用して作成すること。
- ※ 通信運搬費については、個人が所有する携帯電話の通話料・通信料の計上は認めない。
- ※ 助成金を、資本金、敷金、保証金、保険金等に充当することはできない。
- ※ 給料手当（人件費）は、1人30万円/月を上限とした12ヶ月以内の給与を対象とする。
- ※ 上限を超える給与または賞与は各実行団体の自己負担とする。社会保険の団体負担分は対象としない。
- ※ 旅費交通費におけるファーストクラス、スーパーシート、プレミアムエコノミー、グリーン車などの特別料金、および100km以内の特急料金は対象外とする。
- ※ 会議費の範囲を逸脱し、社会通念上、接待交際費にあたるものは対象外とする。
- ※ 個人または団体に贈与される寄付金、義援金、奨学金および贈呈品等は対象外とする。
- ※ 詳細は、別途定める「(様式3) 参考_実行団体向け積算(せきさん)の手引き」および「(様式3) 参考_実行団体向け積算(せいさん)の手引き」を参照すること。

⑤ 子どもシェルター開設後の資金使途の制限

- 各種制度（児童自立生活援助事業Ⅰ型（認可型子どもシェルター）、官民協働等女性支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、こども若者シェルター・相談支援事業など）利用開始後は、各種制度で補助または助成される費用は助成対象外となる。

例えば、各種制度で子どもシェルター物件の家賃（全額）、子どもシェルター運営に関わる人件費2名分、入居者への食事代が補助または助成される場合、本事業での支出は対象外となる。ただし人件費については、各種制度で補助または助成されない職員等の人件費は支出対象となる。

- なお、申請時点では上記タイミングは不明なため、任意のタイミング（例えば2年度目3月（2028年3月）など）を想定し資金計画を記載し申請すること。事業実施後、資金分配団体と実行団体の協議により、適宜資金計画を変更する。

9. 採択予定団体数

4 団体程度

10. 助成期間

- 資金分配団体との資金提供契約締結日以降 ～ 2029 年 2 月 28 日まで
 - 初年度は、2026 年 6 月 1 日（予定） ～ 2027 年 3 月 31 日まで
 - 2 年目は、2027 年 4 月 1 日 ～ 2028 年 3 月 31 日まで
 - 3 年目は、2028 年 4 月 1 日 ～ 2029 年 2 月 28 日まで
- 助成は自動継続ではなく、毎年、継続審査を行う。

11. 助成金支払い時期

実行団体への助成金支払い時期のスケジュールは、以下に記載する実行団体から資金分配団体への助成金申請に沿って行う。いずれも、申請から 1 ヶ月以内を目安に資金分配団体から実行団体に助成金を支払う。

実行団体から資金分配団体への助成金申請時期	申請額（予定）
資金分配団体との資金提供契約締結後速やかに申請	事業開始以後～2027 年 3 月分まで
2027 年 4 月	4 月～6 月分（3 ヶ月分）
7 月	7 月～9 月分（3 ヶ月分）
10 月	10 月～2028 年 3 月分まで（6 ヶ月分）
2028 年 4 月	4 月～6 月分（3 ヶ月分）
7 月	7 月～9 月分（3 ヶ月分）
10 月	10 月～2029 年 2 月分まで（5 ヶ月分）

12. 事業の成果評価の内容（評価実施に関する詳細については、採択後に説明）

本事業では、実行団体の実施する事業のロジックモデル策定・成果指標の設定を行い、それらをもとに実行団体は、以下の自己評価を行う。評価にかかる費用は、助成金とは別枠で助成金額の 5.0%分を上限に支給する（評価関連経費）。

なお評価は、実行団体が主体となり実施するが、資金分配団体も伴走支援を行う。詳細は、助成団体決定（採択）後に、実行団体と個別に調整・協議の上、決定する。

評価に関する詳細については「評価指針」も参照のこと。

13. 選考

① 選考方法

- 提出された書類に基づき、第三者による外部専門家等で構成された選考委員会（審査会）にて、一次審査（書類審査）、二次審査（面談審査）を行う。
- 一次審査通過団体が、二次審査での面談を行う。
- なお審査に先立ち、必要に応じて追加資料の提出や事務局によるヒアリングを行う場合がある。
- スケジュールについては、本公募要領①「15. スケジュール」を参照。

② 選考基準

- (1) 【課題設定】 子どもシェルター開設地域において、支援対象となる子ども・若者のニーズや課題背景を適確に捉えられているか。
- (2) 【目的】 本事業の目的に合致しているか。
 - 子どもシェルター開設地域において、子どもシェルターが地域の子ども・若者の課題に対して有効な解決手段となり得るか。
 - 子どもの権利保障の実現を重視し、適確に捉えられているか。
- (3) 【信頼性】 事業計画書に示す事業を適確且つ構成に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制を整えることができているか／できるか。
- (4) 【実行可能性】 事業内容に妥当性・実行可能性があるか。
 - 子どもシェルター開設の方法、スケジュール、予算、目標設定等が十分計画され、具体的且つ実行可能であるか。
 - 助成期間終了後の計画が具体的且つ現実的であるか。
 - 事業の準備段階から終了後まで、多様な機関・関係者との包括的な連携・協働が想定されているか。
- (5) 【モデル性】 開設する子どもシェルターに、他の地域や団体のモデルとなる汎用性があるか。

※ 公募要領②（P.15 3章 審査について「01 選定基準等」）も合わせて確認のこと。

③ 選考結果の通知

全応募団体に書面にて選考結果を通知する。

14. 応募手続き

① 応募受付期間

- 2025年12月26日（金）～2026年2月16日（月）12時

② 応募に必要な書類様式の入手方法

- 「子どもシェルター新設事業 第2フェーズ（休眠預金活用事業）」のウェブサイト（公益財団法人パブリックリソース財団ウェブサイト内）からダウンロードする。

URL：<https://www.public.or.jp/project/f1020>

③ 応募に必要な書類

➤ 【指定書式】

- （様式1）応募用紙（事業計画書）（Word）
- （様式2）助成申請書（Word）
- （様式3）資金計画書（Excel）¹¹
- （様式4）役員名簿（Excel）
- （様式5）ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書（Excel）
- （様式6）自己資金に関する申請書（Word）
- （様式7）コンソーシアムに関する誓約書¹²
- （様式8）申請書類チェックリスト（Word）

➤ 【団体情報に関する書類】

- 定款¹³
- 発行日から3ヶ月以内の登記事項証明書¹⁴
- 事業報告書（過去3年分）¹⁵
- 団体パンフレットや広報誌等（参考となる資料があれば任意提出）

➤ 【決算報告書類】¹⁶

- 貸借対照表（過去3年分）
- 損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）（過去3年分）
- （監査を受けている場合のみ）監事および会計監査人による監査報告書（過去3年分）

¹¹ 資金計画書の記載方法については、「(様式3) 参考_実行団体向け積算(せきさん)の手引き P.12 (資金計画書等の記載方法)」参照。

¹² コンソーシアムで申請する場合のみ。応募に必要な書類は、「(様式8) 申請書類チェックリスト」参照。

¹³ 定款の作成義務がなく、定款を作成していない場合には、設立趣意書等団体の目的が分かるもの。

¹⁴ 登記していない場合には団体設立の年月日、役員の就任の年月日、商号・正式名称、本店・本部所在地などがわかるもの。

¹⁵ 設立から3年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出する。

¹⁶ 設立から3年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出する。

④ 「子どもシェルター立ち上げブック改訂版」の請求方法

➤ データ

- データ版は下記 URL より閲覧・ダウンロードが可能。

URL : https://carillon-cc.or.jp/site/wp-content/uploads/WEBbook-TACHIAGE_2025.pdf

➤ 冊子（郵送）

- 冊子版を希望する場合は、下記 URL より必要事項を入力の上、申請する。

URL : <https://forms.gle/MrcHMTYcXjjFkPEWA>

申込締切：2026年2月13日（金）12:00 まで

- お申し込みいただいた住所に2026年1月5日(月)以降、順次送付する。

⑤ 応募書類の提出方法

- 「子どもシェルター新設事業 第2フェーズ（休眠預金活用事業）」のウェブサイト（公益財団法人パブリックリソース財団ウェブサイト内）より、オンライン申請フォームに入力および必要書類をアップロードの上、申請する。

URL : <https://www.public.or.jp/project/f1020>

- 郵送やメール添付での応募は受付対象外とする。

15. スケジュール（助成事業開始まで）

2025年12月26日（金）	公募要領①②公開
2026年1月16日（金）	公募説明会の開催（後日、動画配信あり）
2026年2月16日（月）	公募締め切り ※ 12時まで
2026年2月下旬～3月	一次審査（書類審査）、二次審査（面談審査）
2026年4月	内定通知
2026年5月	事務局の現地訪問による各種計画・契約内容の調整
2026年6月1日（予定）	契約締結・助成事業開始

※ スケジュールは現時点のものであり、変更となる場合あり。

16. 公募説明会（オンライン）

- 2026年1月16日（金）14:00～15:00

申し込み URL : <https://forms.gle/R YA7HJABuY866ohU7>

※ 申し込み締め切り：2026年1月15日（木）12時

※ お申し込みいただいた方に、ZoomのURLを後日送付する。

※ 当日参加できない方用に、アーカイブを公開する。

17. 個別相談会（オンライン）

- 公募要領公開後（2025年12月26日（金）以降）、個別相談を実施する（土日祝日を除く）。
申し込み URL：<https://calendar.app.google/hk2JtdzV1561Ppda6>
- 個別相談は Google Meet で行う。お申し込みいただいたメールアドレスに URL が記載されたメールが送付される。
- 個別相談会の実施期間：2026年2月13日（金）12時開始分まで
- 申し込み締め切り：2026年2月12日（木）12時

18. その他注意事項等

本助成事業は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく助成制度である。本公募要領①に記載されている事項のほか、休眠預金制度全般に係る各種規定や注意事項等を全て遵守する必要がある。詳細は別紙「実行団体公募説明資料（公募要領②）」に記載されているため、必ず確認した上で応募する。

19. 問い合わせ先

- 応募に関する問い合わせは、「子どもシェルター新設事業 第2フェーズ（休眠預金活用事業）」のウェブサイト（公益財団法人パブリックリソース財団ウェブサイト内）
（<https://www.public.or.jp/project/f1020>）の問い合わせフォームより受け付ける。
- 問い合わせ受付締め切り：2026年2月13日（金）12:00
- 個人情報の取り扱いについては、公益財団法人パブリックリソース財団の個人情報保護方針
（<https://www.info.public.or.jp/privacy-policy>）に則る。

20. その他（参考）

2021年度通常枠において第1フェーズとして実施した事業については、資金分配団体ならびに実行団体の各種報告書等を公開しているため、適宜参照されたい。

➤ 資金分配団体：

<https://johokoukai.janpia.or.jp/result/F200117/>

成果報告会（動画）：

<https://youtu.be/TU08CUwnurU>

- 実行団体① NPO 法人子どもシェルターおるき／高知県（「児童自立生活援助事業Ⅰ型（認可型子どもシェルター）」を活用）：
<https://johokoukai.janpia.or.jp/result/A201070/>
- 実行団体② NPO 法人子ども・若者センターこだま／東京都（「児童自立生活援助事業Ⅰ型（認可型子どもシェルター）」を活用）：
<https://johokoukai.janpia.or.jp/result/A201072/>
- 実行団体③ 一般社団法人ラシーヌ／福井県（「官民協働等女性支援事業」および「社会的養護自立支援拠点事業」を活用）：
<https://johokoukai.janpia.or.jp/result/A201376/>

以上